

平成21年度 第7回
青梅市教育委員会定例会会議録

日 時 平成21年8月6日(木)午後1時30分
場 所 青梅市教育センター研修室

第7回青梅市教育委員会（定例会）議事日程

会 期 平成21年8月6日（木） 1日間

場 所 教育センター研修室

- 1 教育委員長開会および開議宣言
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 協議事項
- 4 議案審議
議案第8号 平成22年度使用教科用図書の採択について〔追加議案〕
- 5 委員長閉議および閉会宣言

協議事項（再掲）

- 1 平成22年度から使用する青梅市立中学校および特別支援学級教科用図書採択について
（指導室）

出席委員	教育委員会委員長	買手屋 仁
	教育委員会委員	小野 具彦
	教育委員会委員	小澤 順一郎
	教育委員会委員	北島 朋子
	教育委員会委員	畑 中 茂雄
出席説明員	教育長（再掲）	畑 中 茂雄
	学校教育部長	長澤 通
	総務課長	柳 内 秀樹
	指導室長	宇田 剛
	教育指導担当主幹	新村 紀昭
	指導係長	山中 威
書記	総務課庶務係長	永 沢 雅文
	総務課庶務係	松 井 慎治

開会前事務連絡

【総務課長】 開会前でございますが、本日の第 7 回教育委員会定例会に、市内の方 16 人、市外の方 2 人から傍聴の申し出がありました。青梅市教育委員会傍聴人規則第 1 条により、「教育委員会の会議の傍聴は青梅市民に限る。ただし 委員長が認めた者はこの限りでない。」となっておりますので、よろしくお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

日程第 1 教育委員長開会および開議宣言

【委員長】 本日の定例会には委員 5 名が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。これより、平成 21 年度第 7 回青梅市教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

【委員長】 ただいま総務課長からご説明あったとおり、市内の方 16 人、市外の方 2 人から傍聴の申し出がありました。委員長として傍聴を許可したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 御異議なきものと認め、傍聴を許可します。

(ここで傍聴人入場)

傍聴の方に申し上げます。お手元の傍聴券にお守りいただくことが記載してございますが、写真撮影、録音につきましても会議の妨害となりますので、行わないようお願いします。

日程第 2 会議録署名委員の指名

【委員長】 本日の会議録の署名委員には、 委員を指名いたします。

【委員】 はい、わかりました。

日程第 3 協議事項

1 平成 22 年度から使用する青梅市立中学校および特別支援学級教科用図書採択について(指導室)

【委員長】 それでは、協議事項から始めます。

協議事項 1、平成 22 年度から使用する青梅市立中学校および特別支援学級教科用図書採択について、説明をお願いいたします。

【指導室長】 それでは、教科書採択に先立ちまして、本年度の採択経過についてご説明をさせていただきます。

平成 22 年度から青梅市立中学校で使用する教科用図書の採択につきましては、本年 4 月 17 日に行われました第 1 回定例教育委員会におきまして、平成 22 年度青梅市立中学校および特別支援学級教科用図書採択要領、教科用図書の採択日程ならびに青梅市教科用図書選定委員会規則第 2 条の規定にもとづく諮問につきましてご協議、ご了承をいただきました。

これを受けまして、5月22日には第2回青梅市立中学校教科用図書選定委員会を招集し、選定委員会会長に対しまして採択要領の基本方針にもとづく教育委員会からの諮問を行いました。選定委員会におきましては、教科ごとに専門委員会を設置いたしまして、見本本等により各教科書についての調査・研究を行いました。

この間、6月5日から7月8日まで教科書展示会を開催し、特別展示および法定展示といたしまして、採択の対象となります全教科の教科用図書を展示いたしました。期間中は、ちょうど100名の方にご来場いただくとともに、市民の方から6件のご意見をいただきました。この市民の方からいただいたご意見につきましては、第2回選定委員会に報告いたしました。

7月15日には、第2回選定委員会を開催いたしました。第2回選定委員会におきましては、各専門委員会からの調査・研究結果の報告および質疑を行うとともに、教育委員会の答申案について協議、ならびに答申内容のまとめを行いました。

次に、今週の8月3日には、教育委員会協議会を開催していただきました。この協議会におきましては、中学校教科用図書選定委員会会長から教育委員長に答申書の提出を行い、各教科の選定委員から答申内容につきまして、教育委員の皆様へ説明ならびに質疑が行われました。また、特別支援学級教科用図書につきましては、その検討結果の報告および質疑も行われたところでございます。

最後に、本日のこの定例教育委員会でございますけれども、協議資料といたしまして、教科用図書一覧を用意させていただいております。

それでは、平成22年度から青梅市立中学校で使用する教科用図書ならびに特別支援学級で使用する教科用図書の採択につきましてご協議のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

【委員長】 ただいま経過の説明がございました。教科書の採択に当たりましては、採択要領にもとづき選定委員会を組織し、資料作成等の準備をしていただきました。各委員の意向については、投票により取りまとめたいと思いますがいかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【委員長】 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、その際、教科ごとに投票数が多い教科書1社を採択するものとして議案にまとめていきたいと思っております。仮に、上位得点に同数があった場合には、再度同数となった教科書について投票を行い、結果が多数となった教科書を選定してまいりたいと思っておりますがいかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【委員長】 異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

お手元に配付されている教科ごとの一覧表に枠がございますので、採択希望の教科書のところに印を記入してください。協議が終了した時点でご提出をしていただき、事務局に集計をお願いしたいと思います。それでは、これより協議に入ります。

【国語】

【委員長】 まず、初めに、「国語」についてご意見がございましたらお願いいたします。

【委員】 私は、国語は、教科書そのものが美しい日本語を学ぶ教材という観点で、言葉によって心を養うとか、感性を磨くということを踏まえて、作品を取り上げているものを選ぼうと思っております。

【委員長】 教科書は、国語に限らず、よく言われておりますように、教科書を教えるのではなくて、教科書で学ぶということでありますので、先生方、それから子どもたち、そういう視点で最も適切な教科書を選ぶと、こういうことが非常に大切なことだと思います。これはもちろん国語には限りません。今、委員が指摘されたこと、私も同感でございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、皆さん、ご自分のご意見に従って、採択希望の教科書に 印を付けていただきたいと思います。

【書写】

【委員長】 次に、「書写」について、ご意見をお願いいたします。

【委員】 最近の子どもたちは、書くことから非常に離れがちだと思うんですね。そういう中で、やはり教科書を見たときに、意欲が生まれるといいでしょうか、挑戦してみようとか、そういった教科書でなくてはならないと思うんですね。

あと、書写といいますと、毛筆に偏りがちですが、やはり硬筆の方も日常とのかかわりから大事な視点だと思いますので、そのバランスがいいものがないんじゃないかなと、そういうふうに思います。

【委員長】 ほかにいかがですか。

毛筆の書体はくせがなく、すっきりしたものが、私はいいと思っているんですが。

よろしいですか。それでは、採択希望の教科書に 印をお願いいたします。

【社会 - 地理的分野】

【委員長】 次に、「社会」について、ご意見をお願いいたしますが、初めに、「地理的分野」からお願いいたします。

【委員】 社会は、やはり教科書で学んだことを生かして、生徒がさまざまな視点から調べ学習をしてみようという意欲がわくものがないのではないかと、私は思っています。

【委員長】 その点ではやはり、地域と密着した教材あたりがより好ましいと思うわけですね。

【委員】 そうです。

【委員長】 よろしいですか。それでは、採択希望の教科書に 印をお願いいたします。

【社会 - 歴史的分野】

【委員長】 次に、「社会」の「歴史的分野」についてご意見をお願いいたします。

【委員】 日本、世界、両方ともやっぱり理解しやすく、流れがつかみやすい記述になっているものがあると思うんですね。あと、子ども自身が読み物としても興味・関心を持てる内容。あと、偏った歴史観でないもの。バランスのとれた、調和のとれたものであってほしいなというふうに思います。

【委員長】 基本的な内容が、公正かつ要領よくまとめられていると、こういうことでしょうか。そういうご意見だと思います。

【委員】 もう一つ、できれば身近なというか、青梅市に育つ子どもたちとのかかわりといいたほうがいいでしょうか、興味を持てるような記述が載っていると、なおいいなというふうに思いますね。

【教育長】 歴史につきましては、歴史事実を裏づける歴史資料が豊富で、またその資料が本文の理解を助けるように配慮されている教科書が望ましいと考えております。

【委員】 基本的には、歴史は学ぶものではありませんけれども、学んだ後に自分でどう解釈するかという、最終的には個人のもの考え方だと思うんです。ですから、そこに至るように興味を持たせる内容のものが望ましいと考えます。

【委員長】 よろしいですか。それでは、採択希望の教科書に 印をお願いいたします。

【社会 - 公民的分野】

【委員長】 次に、「社会」の「公民的分野」についてご意見をお願いいたします。

これは、ただ単に学ぶのではなくて、調べ学習的なことを、自分が意欲を持って調べながら身につけていくと、こういうことが大切なので、そういうことも含めた、やりやすい教科書が私はいいと思っているんです。そのほか、いかがでしょうか。

【委員】 私も委員長の意見に賛成ですが、公民という分野は生徒の興味・関心の大きさの違いが分かる教科ではないかというふうに感じています。そういう意味からも、教科書全体は写真や資料が豊富で楽しい感じの教科書が多いんですけども、それでもさらに生徒が興味を持って、私たちの社会の基本的な知識を身につけられるような、工夫された資料の多いものを、私は選びたいと思います。

【委員】 先ほどの歴史的な分野といえますと、一つ、過去から学ぶということになるかと思いますが、公民については未来を考える、未来を見る目をぜひ育ててもらいたいと思います。

【委員長】 私も皆さんのご意見に同感です。

それでは、採択希望の教科書に 印をお願いいたします。

【社会 - 地図】

【委員長】 次に、「社会」の「地図」について、ご意見をお願いいたします。

【委員】 これは2冊しかなかったんですけども、対比的に見ると、やはり見やすさというのがちょっと違うなというような感じを持ちました。そういう意味で、使い勝手のいいものがある

と思います。

あと、地図の大きさなども全体的に統一がとれているのと、そうでないのが見られましたので、やはりそれも調和のあるものの方がいいかなというふうに思いました。

【委員長】 社会科の地理の教科書と同時に使うことが、もちろん歴史的分野でも使いますけれども、多いのではないかと思いますので、その辺のことも重要なかなという感じはしています。それが決定的な条件かどうかは別ですけども。

よろしいですか。それでは、採択希望の教科書に 印をお願いいたします。

【数学】

【委員長】 次に、「数学」について、ご意見をお願いいたします。

【委員】 私は中学生の子どもを持つ親として、子どもが教科書を使って予習や復習がしやすいもの、それからわからなくなったときに生徒自身が教科書を見て、見直すことによってわからなかったことを理解して先のステップへ進めるというような構成になっているものを選びたいと思います。

【委員】 委員と全く同感で、学校訪問を通して子どもたちの実態を見たときに、きわめて幅広い習熟の度合いといいたいでしょうか、違いがあると思うんですね。そういった意味で、多種多様な生徒への対応が図られている教科書、今おっしゃったとおりだと思います。教科書が自学自習のもとになるようなものいいと思います。

【教育長】 数学につきましては、解法が丁寧でわかりやすいものと、また例題、それから基本問題、発展問題へと生徒が理解しやすいような構成になっているものが望ましい。また、特に発展学習について充実したものがよいと思っております。

【委員長】 数学は、苦手意識がある子どもが比較的多い一方で、大変数学が好きでどんどん前に進みたいという子どももいる教科でありますので、そういう両方の子どもに、教員の指導がその間に入るわけですけども、対応できる教科書、これがやはり選択の一つのポイントだと、私は思っています。

よろしいですか。それでは、採択希望の教科書に 印をお願いいたします。

【理科 - 第一分野】

【委員長】 次に、「理科」について、ご意見をお伺いいたしますが、初めに「理科」の「第一分野」からお願いいたします。

理科も苦手意識の結構強いお子さんもいますけれども、楽しく理科を勉強していける、そういう教科書。ひと昔前の教科書から比べますと、どの社もカラフルで、そういう面の工夫は特にされていると思うんですけども、その中でも特に比較してみると、こういう観点で私は選びたいと思っています。

【委員】 実験観察がどの教科書も取り上げられているんですけども、やはり身近なものを取

り上げていて、無理のないもの、理科に興味・関心があって面白く学習ができるようなものを取り上げているのがいいなと思っています。特別に何か用意しなければならないというものがあまりにも多いものは、適さないんじゃないかなというふうに思うんですね。

【委員】 理科の第一分野に関しては、知識として覚える、あるいは知るということよりも、どちらかというところ、興味を持って考えるということが非常に重要だと思うんですが、自由研究の例が多くあるという指摘があるものがございますので、そういうものは非常に子どもにとっては楽しい、興味を持ってもらえる内容なのではないかと思います。

【委員長】 それでは、採択希望の教科書に 印をお願いいたします。

【理科 - 第二分野】

【委員長】 次に、「理科」の「第二分野」について、ご意見をお伺いいたします。

【委員】 幸いにして青梅市内の中学校は、自然環境に恵まれた場所にあるわけですね。霞台中みたいなところもありますけれども、それでも近くに公園があったり、ちょっと行けば大きな公園もあるし。自然とのかかわりが深い地域にあるわけですから、教科書を開いてみるだけではなくて、自分で出かけてみようかなと思うような内容の記述があるものもいいと思います。そういう意味で、自由研究の例などもたくさん入っているものがあるようですので、そういったものを選んでいきたいなというふうに思います。

【委員】 私も、題材として身近なものを多く取り上げているもの、それからやはり基礎・基本の内容については、言葉でまとめてあるもの、おさえてあるもの、そういうものも必要なのかなというふうに思います。

【委員長】 いろいろ生物の分野、あるいは地学的な分野、子どもが興味を持つために、やはり身近な自然、自分たちの身の回りの自然を取り上げて授業に生かしていけると、こういうことが非常に第二分野の教科書では大切だと思います。そういう観点で、私なりに選んでいきたいと考えております。

それでは、採択希望の教科書に 印をお願いいたします。

【音楽 - 一般】

【委員長】 次に、「音楽」について、ご意見をお伺いいたしますが、初めに「音楽」の「一般」からお願いいたします。

【委員】 音楽は2社になっておりますけれども、やはり楽譜が見やすいというのは大きな利点だと思います。学習する上で、それは必要なことかなというふうに思いました。

【委員長】 よろしいですか。それでは、採択希望の教科書に 印をお願いいたします。

【音楽 - 器楽合奏】

【委員長】 次に、「音楽」の「器楽合奏」について、ご意見をお伺いいたします。

よろしいですか。それでは、採択希望の教科書に 印をお願いいたします。

【美術】

【委員長】 次に、「美術」について、ご意見をお願いいたします。

いかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、採択希望の教科書に 印をお願いいたします。

【保健体育】

【委員長】 次に、「保健体育」について、ご意見をお願いいたします。

【委員】 保健体育の時間というのは少ないわけですね。時間数も少ないし。ですけど、自分の体のことに関心を持って、読み物としてというか、自分で学習を深められるという読み物的なもの、理解しやすいものが、やはり必要だろうなというふうに思います。

【委員】 保健の分野に関してですけれども、やはり子どもにとって平易な言葉でわかりやすく書かれているということが、理解しやすいということになると思いますので、専門的な内容になっていくとは思いますが、表現のわかりやすいものを選びたいと思います。

【委員長】 内容的に生徒の興味を引くような、例えばオリンピックのことが書いてあるとか、そういうことも欲しいですね。技術的なことばかりではなくて。

よろしいですか。それでは、採択希望の教科書に 印をお願いいたします。

【技術・家庭 - 技術分野】

【委員長】 次に、「技術・家庭」について、ご意見をお伺いいたしますが、初めに「技術・家庭」の「技術分野」からお願いいたします。

よろしいですか。それでは、採択希望の教科書に 印をお願いいたします。

【技術・家庭 - 家庭分野】

【委員長】 次に、「技術・家庭」の「家庭分野」について、ご意見をお伺いいたします。

【委員】 技術の分野でも、家庭の分野でも、共通していえると思うんですけれども、やはり身近なものを取り上げているということ、そして教科書を見てそれをやることが実生活に生かせるというようなことが大分ふえているような気がします。そういう面で、取り上げている題材などを一つ一つ見ると、子どもたちが取り組みやすいものを取り上げているものがないというふうに思います。

【委員長】 よろしいですか。それでは、採択希望の教科書に 印をお願いいたします。

【外国語 - 英語】

【委員長】 次に、「外国語」の「英語」について、ご意見をお願いいたします。

英語は中学生になって初めて触れるという生徒も、そう数は少なくないと思うので、スムーズに入っていける教科書というのがいいのかなと。また、そういうことが大切なのかなという感じはしています。

【教育長】 英語に関しては、聞く能力、話す能力、また読む能力、書く能力、そういったものがバランスよく構成されているような教科書が望ましいと思っています。

【委員】 数学のときにもお話ししたように、子どもが家庭で学習するときに学習のポイントがきちんとおさえてある教科書はわかりやすいのかなというふうに思います。英語の基礎を学ぶということと、それから例えば歌があったりというような英語に親しむという部分の両方の要素を兼ね備えていること、それから会話の内容や説明文の内容などが中学生に即したものであるといいというふうに、私は思っております。

【委員長】 何を勉強していいのかわからないという状態に陥ってしまうようなときに、やはり勉強のポイント、ここを勉強しなさいということがはっきり書いてある教科書というのが望ましいと思いますね。

皆さん、教科書展示会で教科書を手にとってご覧になっておりますので、いろいろお考えはあるかと思えます。

それでは、採択希望の教科書に 印をお願いいたします。

【特別支援学級】【小学校特別支援学級】

【委員長】 最後に、小・中学校の特別支援学級で使用する教科書について協議をいたします。特別支援学級の一般図書につきましては、毎年度の採択となっております。一覧に示されましたすべての教科書について、ご判断をお伺いいたします。ご意見がありましたら、お願いいたします。

よろしいですか。それでは、皆さんのお考えに沿った図書に 印をお願いいたします。

【委員長】 以上で協議を終了いたします。各委員には、一覧表への 印は、漏れのないように付けていただけましたでしょうか。

それでは、ご提出をお願いいたします。

これから、各教科につきまして、事務局で集計をいたします。 印が一番多い教科書が採択されることとなります。 印が一番多い教科書が同数の場合には、同数となった会社で再度投票をいたします。そのような教科があるかどうか確認していただきます。確認をお願いいたします。

～事務局 確認～

【委員長】 同数の教科はないとのことであります。これにより、すべての教科で採用すべき教科書が決定いたしました。

これで、協議事項を終了し、協議結果にもとづき議案を作成したいと思いますがご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認め、これより休憩をとり、議案を作成いたします。再開時間は、準備が整い次第ご連絡いたします。

～ 休 憩 ～

日程第4 議案審議

議案第8号 平成22年度使用教科用図書の採択について

【委員長】 再開いたします。

次に、先ほど、協議事項1の結果を受けまして、議案1件を追加したいと思います。

つきましては、本日の日程に議案第8号、平成22年度使用教科用図書の採択について、を追加し、議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【委員長】 異議なしと認め、本日の日程に議案第8号を追加し、議題といたします。

議案第8号平成22年度使用教科用図書の採択について、です。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第13条および第14条の規定にもとづき、平成22年度から使用する教科書を採択する必要があるため、この案を提出するものであります。

つきましては、別紙に記載されております教科用図書一覧表をご覧いただきながら、採決をさせていただきます。

中学校および小学校の各一覧表中、1が文部科学省検定済教科書、2が文部科学省著作教科書、そして3が学校教育法附則第9条による図書、の採択案でございます。

それでは、念のため協議事項で投票された結果を申し上げます。

・国語	(光村図書出版株式会社)	5 票
・書写	(光村図書出版株式会社)	5 票
・社会(地理的分野)	(株式会社帝国書院)	5 票
(歴史的分野)	(株式会社日本書籍新社)	5 票
(公民的分野)	(東京書籍株式会社)	5 票
・地図	(株式会社帝国書院)	5 票
・数学	(東京書籍株式会社)	5 票
・理科(第一分野)	(東京書籍株式会社)	5 票
(第二分野)	(東京書籍株式会社)	5 票
・音楽(一般)	(株式会社教育芸術社)	5 票
(器楽合奏)	(株式会社教育芸術社)	5 票
・美術	(日本文教出版株式会社)	5 票
・保健体育	(東京書籍株式会社)	5 票

・技術・家庭（技術分野）（東京書籍株式会社）	5 票
（家庭分野）（東京書籍株式会社）	5 票
・英語（学校図書株式会社）	4 票
（教育出版株式会社）	1 票

なお、特別支援学級で使用する教科書につきましては、文部科学省著作教科書、学校教育法附則第9条図書のいずれにつきましても、提案どおり全種の選択となっております。

以上の結果となりました。

本議案につきましては、先ほどの協議事項においてもご協議をいただいておりますので、お目通しの上、これで問題がなければ採決をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【委員長】 それでは、これより採決いたします。

議案第8号、平成22年度使用教科用図書の採択について、原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【委員長】 異議なしと認めます。よって、議案第8号、平成22年度使用教科用図書の採択について、は原案どおり可決されました。

日程第5 委員長閉議および閉会宣言

【委員長】 以上で本日の日程は終了いたしましたので、閉会といたします。お疲れさまでした。

午後2時45分閉会

青梅市教育委員会会議規則第29条の規定により、ここに署名する。

青梅市教育委員会委員長

青梅市教育委員会委員